各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号 会社名 株式会社トライステージ 代表者名 代表取締役CEO 妹尾 勲 (コード番号:2178 東証マザーズ) 問合せ先 代表取締役COO 丸田昭雄 電話番号 03-5402-4111

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成20年7月4日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)の件

(1) 募集株式の数 当社普通株式 300,000 株

(2) 払込金額 未定(平成20年7月18日開催予定の取締役会で決定する。)

(3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、平成20年7月30日に決定される予定の引受価額(引受人が 資本準備金の額 当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加

限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加

限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募集方法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式

会社、三菱 UFJ 証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、SMBC フレンド 証券株式会社及び極東証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受

けさせる。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況を勘案した上で、平成年207月30日に決定する。ただし、引受価額(引受人が当社に払込む金額)が払込金額

を下回ることとなる場合は、新株式の募集を中止する。

(5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集

価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

(6) 申込期間 平成20年7月31日(木曜日)から

平成20年8月4日(月曜日)まで

(7) 払込期日 平成20年8月6日(水曜日)

(8) 申込株数単位 100株

(9) 払込金額その他本新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資 勧誘を目的に作成されたものではありません。

2. 株式売出しの件

(1) 売出人及び 売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し分東京都港区西麻布三丁目21番3号

妹尾 勲 54,000 株

東京都府中市寿町三丁目8番3号

中村 恭平 54,000 株

東京都大田区南馬込五丁目 10 番 21 号

丸田 昭雄 54,000 株

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

グローバル・ブレイン株式会社 18,000 株

②オーバーアロットメントによる売出し分 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興シティグループ証券株式会社 上限 24,000 株 ①及び②の合計 上限 204,000 株

工文 (204,000 休

(2) 売出価格 未定(公募による新株式発行(一般募集)における発行価格と同一とする。)

(3) 売出方法 ①引受人の買取引受による売出し分

日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。

②オーバーアロットメントによる売出し分

日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行(一般募集)及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、当社株主である妹尾勲(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。売出株式数は上限を示したもので、売出価格決定日に当該需要状況を勘案のうえ決定される予定である。

(4) 引受契約の内容 引受人の買取引受による売出し分

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

(5) 申込期間 平成20年7月31日(木曜日)から

平成20年8月 4日 (月曜日) まで

(6) 受渡期日 平成20年8月7日(木曜日)

(7) 申込株数単位 100 株

- (8) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しを中止する。
- 3. 第三者割当による新株式発行の件

(1) 募集株式の数 当社普通株式 24,000株

(2) 払込金額 未定(公募による新株式発行(一般募集)における払込金額と同一とする。)

(3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第 37 条 資本準備金の額 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満

の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額と

する。

(4) 割当価格 公募による新株式発行(一般募集)における引受価額と同一とし、割当価格が払込 金額な工屋では、大きによるがは、大きによるがは、大きによるでは、大きによる。

金額を下回ることとなる場合、本第三者割当による新株式発行を中止するものとす

> 1010 H = 0.5410 H =

(5) 割当先及び割当株数 日興シティグループ証券株式会社 24,000 株

(6) 申込期日(7) 払込期日平成20年9月3日(水曜日)平成20年9月8日(月曜日)

(8) 申込株数単位 100株

(9) 払込金額その他本第三者割当による新株式の発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

ご注意: この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資 勧誘を目的に作成されたものではありません。

- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 株式売出しにおける、オーバーアロットメントによる売出しを中止した場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

【ご参考】

- 1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要
- (1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数当社普通株式300,000 株売出株式数当社普通株式①引受人の買取引受による売出し180,000 株

出株式数 当社普通株式 ①引受人の買取引受による売出し 180,000 株 ②オーバーアロットメントによる売出し 上限 24,000 株

(2) 需要の申告期間 平成20年7月23日(水曜日)から

平成20年7月29日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成20年7月30日(水曜日)

(4) 申込期間 平成20年7月31日(木曜日)から

平成20年8月4日(月曜日)まで

(5) 払込期日
(6) 受渡期日
平成20年8月6日(水曜日)
平成20年8月7日(木曜日)

(7) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行(一般募集)及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、24,000株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は当社普通株式 300,000 株の新規発行の決議とは別に平成 20 年 7 月 4 日 (金) 開催の取締役会において、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式 24,000 株の新株式発行(本第三者割当増資)を決議しております。併せて、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成 20 年 9 月 3 日 (水)を行使期限として付与する予定であります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、上場(売買開始)日(平成20年8月7日(木))から平成20年9月3日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行が全く行われない場合があります。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 公募増資による増加株式数 2,189,300 株 300,000 株

第三者割当増資による増加株式数 24,000 株 (最大) 増資後の発行済株式総数 2,513,300 株 (最大)

ご注意: この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資 勧誘を目的に作成されたものではありません。

3. 増資資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資の手取概算額上限 1, 268, 000 千円(※)について、借入金の返済に 500, 000 千円、社内システムへの投資に 80,000 千円、設備の拡充に 45,950 千円、本社事務所拡大に伴う敷金の差入れた 28,120 千円、残額を仕入先への営業保証金の差入れに充当する予定であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、同時に財務基盤の強化及び今後の持続的成長のため内部留保の充実にも重点を置く必要があると考えております。

当社は設立後2期しか経過しておらず、成長過程にあると考えております。従って、内部留保の充実を図り、当社の成長機会に使用し、なお一層の業容の拡大を目指すことが、企業価値を高め、株主の皆様に対する利益還元につながるとの認識から、配当を実施しておりません。

将来的な株主の皆様への利益還元につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して決定していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、システム開発等の設備投資、運転資金への充当等に使用する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主に対する利益配分を経営戦略の重要要素と認識し、経営成績及び財政状態を勘案して、今回の公募増資後、決定してまいりたいと考えておりますが、現時点において、具体的な内容については決定しておりません。

(4) 過去3期間の配当状況

	第1期	第2期
	平成19年2月期	平成20年2月期
1株当たり当期純利益	18,638.21 円	266.96 円
1株当たり配当金	- 円	- 円
(1株当たり中間配当金)	(-) 円	(-) 円
実績配当性向	- %	- %
株主資本当期純利益率	143.8 %	71.4 %
株主資本配当率	- %	- %

- (注) 1. 当社は、平成 18 年 3 月 3 日設立のため、初年度である平成 19 年 2 月期より記載しております。 なお、第 1 期は、平成 18 年 3 月 3 日から平成 19 年 2 月 28 日までの 11 ヶ月と 29 日間であります。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 3. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した値であり、株主資本配当率は配当総額を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 - 4. 当社は、平成20年2月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりになります。

	第1期	第2期
	平成19年2月期	平成20年2月期
1株当たり当期純利益	186.38 円	266.96 円
1株当たり配当金	- 円	- 円
(1株当たり中間配当金)	(-) 円	(-) 円

ご注意: この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資 勧誘を目的に作成されたものではありません。

5. 販売方針

販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意: この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資 勧誘を目的に作成されたものではありません。